

資料 6 (日中系・居住系・障害児支援)	令和 7 年 3 月 21 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

食事提供体制加算の取り扱いについて

令和 6 年度報酬改定により、食事提供体制加算の要件が追加されました。要件を確認いただき、算定の可否のご確認をお願いします。

1 令和 6 年度報酬改定による変更点

次の（１）から（３）までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、１日につき所定単位数を加算することができることとなりました。（令和 9 年 3 月 31 日までの間）

- （１）当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。
- （２）食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。
- （３）利用者ごとの体重又は BMI（次の算式により算出した値をいう。以下同じ。）をおおむね 6 月に 1 回記録していること。

$$BMI = \text{体重 (kg)} / \text{身長 (m)}^2$$

事業所においては、要件を満たしていることが確認できるよう記録の作成・保管をお願いします。

2 各要件の留意事項

（１）要件（１）について

- ・管理栄養士又は栄養士（以下「管理栄養士等」という。）については、常勤・専従である必要はない。
- ・事業所において管理栄養士等を直接雇用していることが望ましいが、直接雇用することが困難な場合には、法人内や法人外部（公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する栄養ケア・ステーション又は保健所等）の管理栄養士等が献立の作成や確認を行っている場合でも可能とする。
- ・外部に調理業務を委託している場合には、その委託先において管理栄養士等が献立作成や確認に関わっていれば良いものとする。
- ・献立の確認については、献立の作成時から関わることを望ましいが、作成された献立表等により、献立の内容を管理栄養士等が確認した場合についても要件を満たすものとする。
- ・献立の確認の頻度については、年に 1 回以上は行うこと。
- ・指定生活介護事業所等が食事の提供を行う場合であって、管理栄養士等を配置しないときは、令和 6 年 9 月 30 日まで管理栄養士等が献立の内容を確認してない場合においても加算を算定して差し支えない。

（２）要件（２）について

- ・摂食量の記録に当たっては、目視や自己申告等による方法も可能とする。なお、今後の食事の提供

資料 6 (日中系・居住系・障害児支援)	令和 7 年 3 月 21 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

- や、支援の方向性に関連するものであるため、できるだけ正確な記録が良いと考えられるが、負担とのバランスを考慮する必要があることに留意すること。
- ・ 摂食量の記録は、例えば、「完食」、「全体の 1/2」、「全体の〇割」などといったように記載すること。
 - ・ 摂食量の記録は、提供した日については必ず記録すること。

(3) 要件 (3) について

- ・ おおむねの身長が分かっている場合には、必ず BMI の記録を行うこと。身体障害者等で身長の測定が困難であり、これまで身長を計測したことがない者、または身長が不明な者については、体重のみの記録で要件を満たすものとする。
- ・ 利用者自身の意向により、体重を知られたくない場合に ついては、例外的に (3) を把握せずとも要件を満たすこととして差し支えない。その場合、個別支援記録等において意向の確認を行った旨を記録しなければならない。なお、体重などは個人情報であることから、個人情報の管理は徹底すること。

3 献立の確認方法について

- ・ 食事の献立は、利用者の心身の状況（性・年齢、身長・体重、疾病など）、嗜好を考慮するとともに、障害の特性に応じた適切な栄養量の設定及びそれを踏まえた内容の献立（調理の方法含む）である必要がある。
 - ・ 献立の内容確認については、例えば、栄養ケア・ステーション等が、各事業所において設定する給与栄養目標量※を踏まえた献立になっているかどうかを確認するといった方法がある。
 - ・ 各事業所において、栄養士を配置していないなどにより給与栄養目標量の設定が困難な場合は、栄養ケア・ステーション等に対し、作成した献立の提供と併せて、給与栄養目標量を設定するために 必要な利用者の心身の状況の情報提供を行うことで、栄養ケア・ステーション 等はその内容を基に給与栄養目標量の設定と、その内容を踏まえた献立について適切な助言を行うことになる。
 - ・ 献立の確認の範囲については、提供する食事の全ての献立を確認することは困難であることから、各事業所において設定している一定期間の献立（サイクルメニュー）を確認してもらうことで足りる。なお、サイクルメニューは、各事業所において定める期間が異なることから、各々の施設の状況を踏まえて対応すること。
- ※ 給与栄養目標量とは、事業所の利用者の特性を踏まえた適切な食事を提供するに当たって基準となるエネルギー及び各栄養素の目標量のこと。

4 参考

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 523 号)
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及

資料 6 (日中系・居住系・障害児支援)	令和 7 年 3 月 21 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

- び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
- ・ 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 5 (令和 6 年 8 月 29 日)